

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 産業廃棄物最終処分場整備に係る
補助金支出等について 〕

平成27年6月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

第 1	住民監査請求(鳥取県職員措置請求書)の概要	1
1	請求人	1
2	請求のあった日	1
第 2	請求の要旨	1
1	請求人の主張	1
2	措置請求	2
第 3	請求の受理	2
第 4	請求の要旨の補足	2
第 5	請求人の証拠の提出及び陳述の機会	3
1	陳述の概要	3
2	新たな証拠の提出	3
3	請求人の陳述の要旨	3
第 6	監査の実施	4
1	監査対象事項	4
2	監査対象機関	4
3	関係人	4
4	監査の実施方法	4
(1)	監査の実施方針	4
(2)	循環型社会推進課に対する監査の実施	4
(3)	関係人調査	4
5	監査の実施期間	5
第 7	監査の執行者	5
第 8	本件請求に係る監査の結果	5
1	監査対象機関から確認した事実	5
(1)	産業廃棄物最終処分場の設置手続の概要について	5
(2)	推進補助金の交付内容について	6
(3)	事業スケジュールについて	7
(4)	補助金の交付申請及び交付決定について	7
(5)	地元説明会の開催について	7

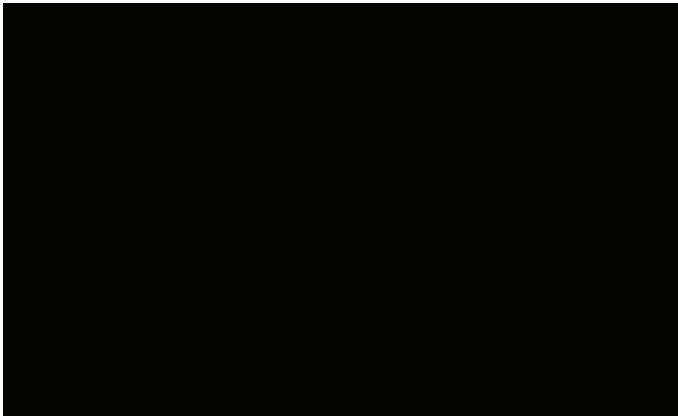
（６）委託契約の締結について	．．．．．	7
（７）実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定について	．．．．	8
（８）生活環境影響調査書（案）の検証について	．．．．．	9
（９）請求人からの質問等への回答について	．．．．．	9
2 監査対象機関の見解（循環型社会推進課）	．．．．．	9
（１）推進補助金の交付目的等について	．．．．．	9
（２）補助事業の完了等について	．．．．．	9
3 監査の結果	．．．．．	10
（１）監査委員の判断	．．．．．	10
（２）本件請求に対する結論	．．．．．	11
（３）意見	．．．．．	11

参考

資料１ 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	．．．．．	12
資料２ 生活環境影響調査書（案）の検証結果	．．．．．	25
資料３ 関係条例、規則及び要綱（抜粋）	．．．．．	32

第1 住民監査請求(鳥取県職員措置請求書)の概要

1 請求人



2 請求のあった日

平成27年4月17日

第2 請求の要旨

監査委員としては、請求書提出時における請求人からの聴取内容及び陳述における説明内容を踏まえ、請求の要旨を以下のとおりとした。

1 請求人の主張

- (1) 県は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）を通じて環境プラント工業株式会社（以下「環境プラント工業」という。）に対し、平成24年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金（以下「推進補助金」という。）3,500万円を補助（補助金額の確定は、平成26年5月8日）しているが、補助事業の成果品である生活環境影響調査書は未完成であり、事業が完了していないにも関わらず、県が補助金額の確定を行い補助金を支払ったことは不当である。
- (2) 県は、推進補助金の補助率を2/3と決定しているにも関わらず、追加調査として、平成25年4月8日付けでセンターが株式会社シーイーシー（以下「シーイーシー」という。）と契約を行った地下水流向等調査業務委託契約について、補助率100%の平成25年度公益財団法人鳥取県環境管理事業センター運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）により1,100.4万円を支払ったことは不当である。
- (3) 環境プラント工業がシーイーシーに委託して作成した生活環境影響調査書は不完全であり、契約不履行である。また、センター及び環境プラント工業は、その生活環境影響調査書（案）による自治会説明、住民説明を行い、それぞれの関係者に参加費用を支弁させるなどの損害を与えた。

2 措置請求

鳥取県知事及び生活環境部長に対し、以下のための必要な措置をとることを勧告するよう請求する。

センターに対して、推進補助金及び運営費補助金のうち不当に支出した補助金相当額を返還することを求める。

環境プラント工業とシーイーシーに対して、シーイーシーの業務委託契約の不履行による損害賠償を求めること及び不完全な生活環境影響調査書（案）により自治会説明、住民説明を行ったことについても、それぞれの関係者に対し相応の損害賠償の処置を要求すべきことを求める。

第3 請求の受理

監査委員は、上記請求の要旨のうち、1（1）について、請求人が財務会計上の公金支出の不当性を主張しており、また、本件請求のあった日は、県が推進補助金の補助金額を確定した平成26年5月8日から1年を経過していないことから、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成27年4月22日付けで受理した。

第4 請求の要旨の補足

請求書の別紙「請求の要旨の補足」に記載の要旨は次のとおりである。

（1）生活環境影響調査書の地下水調査・解析についての基本的な誤り

平成24年に環境プラント工業は県からセンターを通じた間接補助金の交付を受け、シーイーシーに実施設計・生活環境影響調査等の業務委託を行った。生活環境影響調査書（案）は平成25年6月に作成され、6自治会へ配布された。

配布された生活環境影響調査書（案）に基づき、地元住民の専門家からの技術的な問題点及び間違いをコメント（99項目）として平成25年7月12日に提出し、住民側が説明をしたが、シーイーシーから適切な回答はない。

生活環境影響調査書には、地下水調査・解析に基本的な誤り及び間違いがあり、業務委託契約の不履行である。

（2）実施設計・生活環境影響調査書の一括業務委託費を補助対象としたことの間違い

事業の推進に当たっては、県条例に従い、文化財（古墳）調査、生活環境影響調査、実施計画等を縦覧に供してパブリックコメントを行い、環境影響評価審査会に諮って意見を聴き、そして知事の許認可が行われる。文化財の有無によっては計画変更があり、また、生活環境影響調査書の結果によっても計画変更があり、計画条件等が変更になったものを考慮し、実施設計（または詳細設計）を行うものと理解している。

実施設計・生活環境影響調査書に係る業務は2契約とすべきで、県及びセンターは、鳥取県環境影響評価条例を熟知していながら、環境アセスメント、実施設計の一括業務委託費を補助対象としたことは間違いである。

(3) 運営費補助金による業務委託契約は、推進補助金に関する契約の業務委託項目に含まれるべき

運営費補助金により結ばれたセンターとシーイーシーの業務委託契約は、推進補助金に係る業務委託のうち、実施設計の項目に入るべき地震解析、及び生活環境影響調査の地下水調査の項目に入るべき三次元浸透流解析であり、契約・支払いを行うべきではない。

生活環境影響調査の追加調査が必要ならば、その業務委託費は県及びセンターが推進補助金で支払うことが県議会で決定されている。県の決定事項を変更し、センターが直接契約し、補助率100%で支払いを行ったことは県議会の決定事項に反する。

(4) 推進補助金に関する契約についての経費内訳等文書及び成果品の開示

推進補助金に関して契約書の公文書開示をセンターに請求したが、第三者の情報が含まれているとの理由で総額のみ開示され、各項目の契約額は非開示とされた。

委託契約の費目内訳がわからなければ、シーイーシーが契約に従ってどのような業務を実施し、その成果品である報告書等を作成したのか判断できない。

県の補助で実施した事業であるので、積算内訳等、契約書の経費内訳を開示すべきである。また、工期が平成24年3月31日までの当初契約の成果品（調査報告書）があるはずであり、その開示を求める。

(5) 生活環境影響調査書の地下水調査・解析報告書の技術審査委員会の設置による技術審査の実施

生活環境影響調査書（案）に対して提出した99項目の質疑・コメントは資料に添付しており、参照願いたい。また、生活環境影響調査書が「一定のレベルに達しているか否か」を判断するため、鳥取県環境影響評価審査会委員のメンバーで土木・農業土木・地質・地下水の基礎知識・経験のある審査委員、中立的立場の専門家、住民代表（専門家）を含む、地下水調査・解析報告書の技術審査委員会を設置し、技術審査を行うことを求める。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

1 陳述の概要

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年5月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出及び請求人のうち4名からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、生活環境部循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）の3名の職員が立ち会った。

2 新たな証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出があり受理した。

3 請求人の陳述の要旨

陳述の要旨は以下のとおりである。

請求人は、「大山麓の自然環境と米子の水源を守る泉の会」の会員であり、淀江町小波地区の産業廃棄物管理型最終処分場建設計画に反対しており、県、センター、環境プラント工業から事業計画（案）、生活環境影響調査書（案）等が事前説明として示される中で、住民側から内容の間違い、疑問点を指摘してきた。

それに対して適切な回答が示されなかったにもかかわらず、補助金が支出されたことが、未完成な成果品に対する支出であると考え、住民監査請求を行ったものである。

また、産業廃棄物最終処分場の安全性に地域住民が不安を感じており、処分場の設置が将来の周辺環境に与える悪影響等も考慮すべきである。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出にあたるかどうか。」とした。

第2の「1 請求人の主張」の（2）の運営費補助金については、推進補助金とは別に10割補助による予算議決を経て執行されており、これを違法若しくは不当であることを証する書面の提出がなかったため、住民監査請求の要件を満たさないと判断し、監査の対象外とした。

また、同じく「1 請求人の主張」の（3）については、措置請求が県職員の財務会計上の行為によるものではなく、また、県に損害が生じているものでもないため、これも住民監査請求の要件を満たさないと判断し、監査の対象外とした。

2 監査対象機関

循環型社会推進課

3 関係人

センター及び環境プラント工業

4 監査の実施方法

（1）監査の実施方針

監査委員は、推進補助金について、鳥取県補助金等交付規則及び当該補助金交付要綱等を基に支出されたものであるので、それらを基準として適否を判断することとした。

（2）循環型社会推進課に対する監査の実施

本件請求について、所管課としての考え方を確認するとともに、当該補助金支出関係に関する資料を突き合わせ、その上で、補助金交付規則等に沿った支出がなされているかどうかについて、循環型社会推進課に対する監査を実施した。

（3）関係人調査

本件請求の監査に当たっては、推進補助金の補助事業者であるセンター並びに間接補助事業者である環境プラント工業に対し、関係人調査を実施し、センターに対しては、交付目的、内容及び完了検査について、環境プラント工業に対しては、委託契約・支払

等の書類の確認等の調査を行った。

5 監査の実施期間

平成27年4月22日から同年6月2日まで

第7 監査の執行者

監査委員	岡 ^{おか}	本 ^{もと}	康 ^{やす}	宏 ^{ひろ}
監査委員	伊 ^い	木 ^き	隆 ^{たか}	司 ^し
監査委員	湯 ^ゆ	口 ^{ぐち}	夏 ^{なつ}	史 ^み
監査委員	浜 ^{はま}	田 ^だ	妙 ^{たえ}	子 ^こ (H27. 4. 22～H27. 4. 29)
監査委員	安 ^{やす}	田 ^だ	優 ^{ゆう}	子 ^こ (")
監査委員	上 ^{うえ}	村 ^{むら}	忠 ^{ただ}	史 ^{ふみ} (H27. 5. 8～)
監査委員	森 ^{もり}		雅 ^{まさ}	幹 ^き (")

※ 浜田委員及び安田委員は受理審査までの執行であり、最終判断には関与していない。

第8 本件請求に係る監査の結果

1 監査対象機関から確認した事実

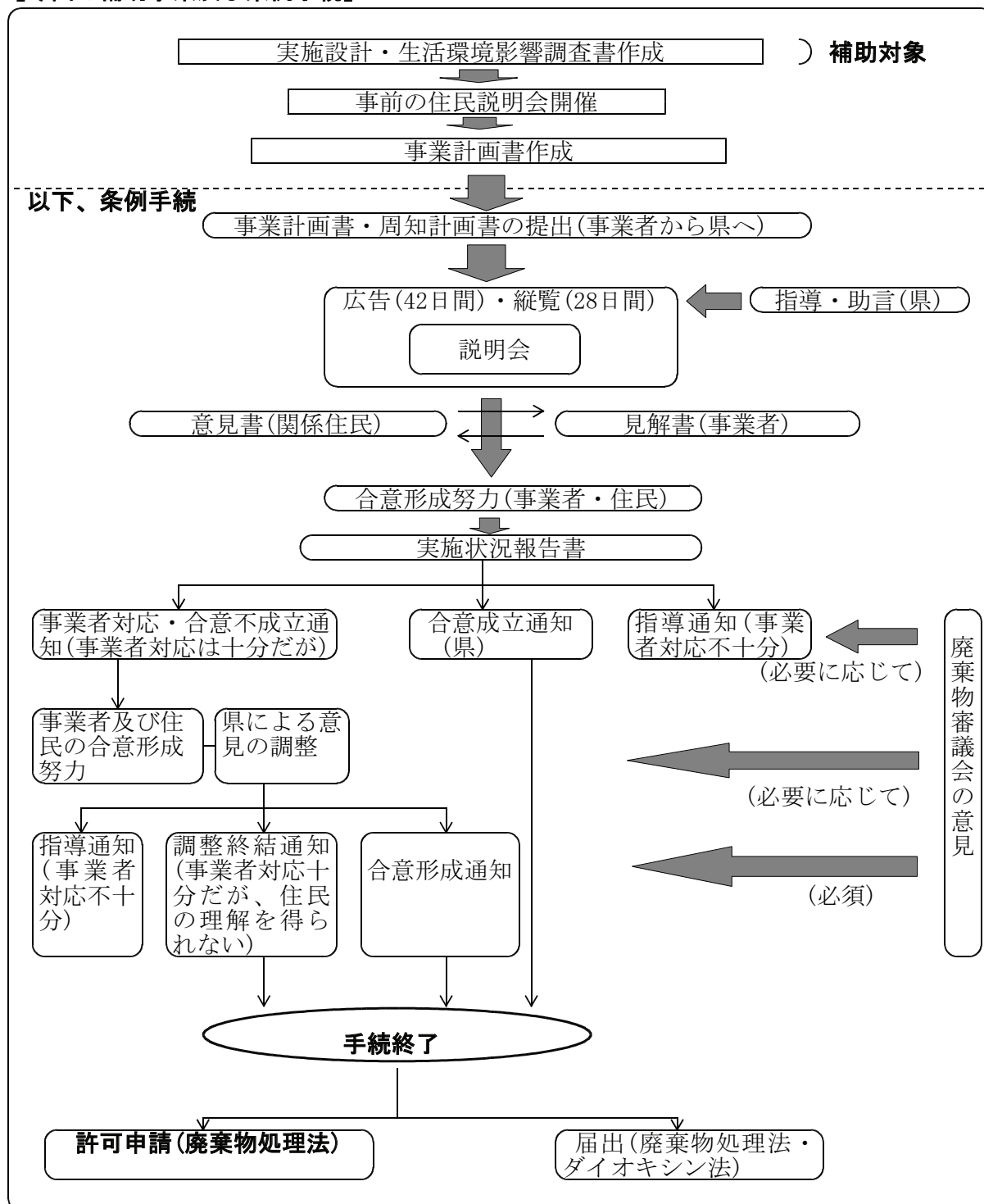
(1) 産業廃棄物最終処分場の設置手続の概要について

県は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)に定める設置許可の申請の事前の手続として、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成18年1月1日から施行した。

県がこの条例を制定した理由には、事業者は廃棄物処理施設の設置に当たって、生活環境の保全上支障が生じないように配慮するとともに、関係住民の理解を得ることなどが必要であるにも関わらず、それまで、事業者の説明不足等の理由から廃棄物処理施設の設置が必ずしも円滑に行われていなかったという状況がある。

条例による手続では、事業者は産業廃棄物最終処分場の設置に当たって、まず、規定に基づき知事へ事業計画書を提出することとなっている。

【今回の補助事業及び条例手続】



(2) 推進補助金の交付内容について

推進補助金交付要綱第3条では、「産業廃棄物最終処分場の実施設計・生活環境影響調査等を実施する環境プラント工業に対して当該間接補助事業に要する経費について間接補助金を交付するセンターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する」としている。

(3) 事業スケジュールについて

センターが平成24年2月7日に決定した整備方針によると、当時想定していたスケジュールは次のとおりである。

平成24年度	環境アセス調査、実施設計
平成25年度	条例に基づく住民説明会、施設設置許可申請、周辺整備計画申請等
平成26年度	建設工事（12か月）等
平成27年度	竣工、最終処分場稼働

※平成25年度以降のスケジュールについては、現時点で未着手の状況である。

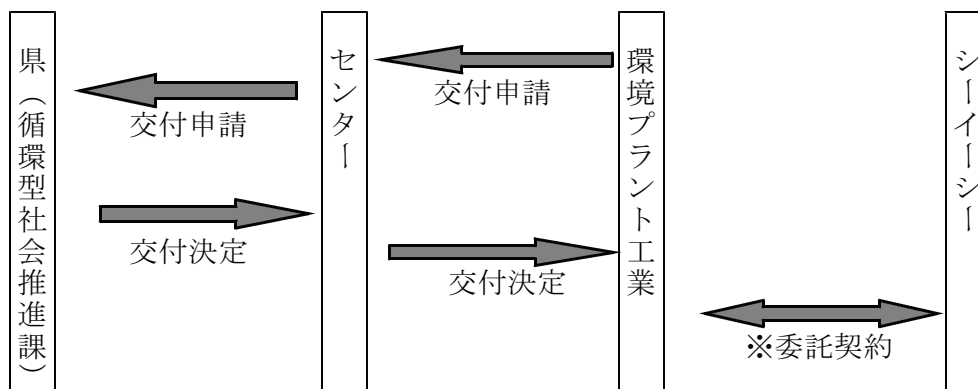
(4) 補助金の交付申請及び交付決定について

推進補助金の交付申請及び交付決定は次のとおりである。

なお、推進補助金は、県からセンターを通じて環境プラント工業へ補助金を交付する間接補助金である。

平成24年4月18日	環境プラント工業がセンターへ交付申請書を提出
〃	センターから県へ交付申請書を提出
平成24年4月26日	県がセンターへ交付決定を通知
〃	センターが環境プラント工業へ交付決定を通知

【推進補助金に係る交付等の流れ】



※ 環境プラント工業とシーイーシーは平成20年度から委託契約を締結しており、平成24年度に、センターからの補助事業による部分について増額変更を行った。

なお、実施設計に不測の日数を要したことから補助事業を繰り越し、事業期間を平成26年3月20日まで延長している。

(5) 地元説明会の開催について

環境プラント工業及びセンターは、生活環境影響調査書（案）概要版をもとに、平成25年6～7月に地元6自治会に対して説明会を開催している。

(6) 委託契約の締結について

環境プラント工業は、センターからの交付決定を受けて、平成20年度にシーイーシー

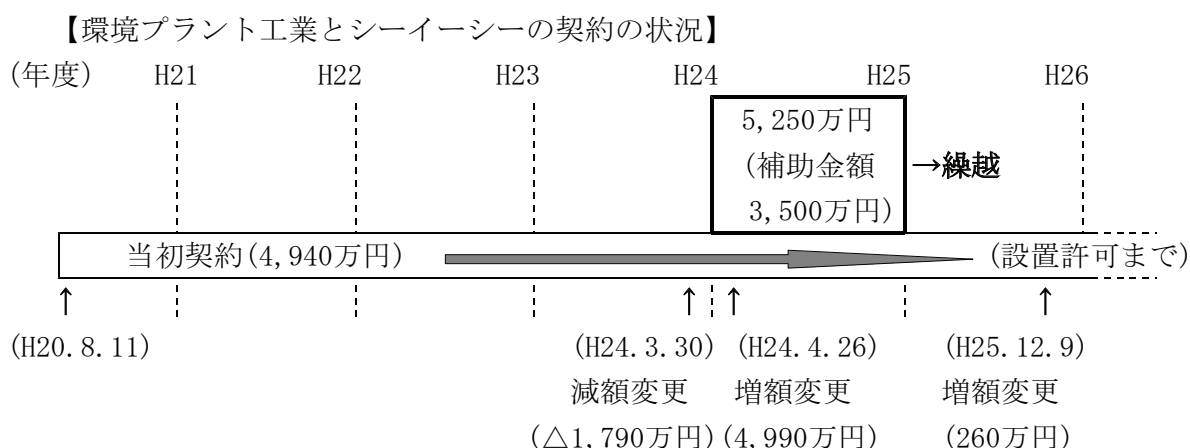
と締結していた当初の実施設計・生活環境影響調査等の契約に平成24年4月26日付けで、新たな実施設計・生活環境影響調査書の作成を委託する4,990万円の増額の変更契約を締結した。

契約に当たってセンターは、補助事業分の契約を、既に平成20年度から環境プラント工業がシーイーシーと締結していた契約の増額変更として契約することを認めた。

センターは、その理由として、廃掃法等の許可までという長期契約を締結していること、及びそれまで両社が瑕疵なく契約を実行してきていることなどから、当初契約を破棄させる必要はないと判断したとしている。

なお、契約内容のうち、実施設計はシーイーシーが実施するが、生活環境影響調査及び地質調査及び解析については、他社に再委託している。

平成20年8月11日	環境プラント工業がシーイーシーへ業務委託(当初契約) (契約額はその後の口頭による増額変更を含め、4,940万円)
平成24年3月30日	当初契約で支払うべき金額を整理する減額変更契約を締結 (未完了事業分1,790万円を減額し、3,150万円へ)
平成24年4月26日	県補助金を受けて、増額変更契約を締結(4,990万円の増額)
平成25年12月9日	増額変更契約(260万円の増額) (補助対象契約額計 5,250万円(うち補助金額3,500万円))



(7) 実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定について

実績報告書の提出、完了検査及び補助金額の確定の状況は次のとおりである。

平成26年4月4日	環境プラント工業からセンターへ実績報告書を提出 ※補助対象事業は、委託契約の中の実施設計の検討等に不測の日数を要したため、繰越事業となった。
平成26年4月4日	センターが環境プラント工業に対する完了検査を実施 (循環型社会推進課職員立会い) 補助事業の交付申請等の手続、請求及び支出の状況並びに成果品を確認。 成果品のうち、生活環境影響調査書については、内容が国(環

境省）及び県の生活環境影響調査に関する指針に沿って調査が行われたもので、調査すべき項目が記載された内容の報告書であることをセンターと県が確認した。

平成26年 4 月 9 日 センターから県へ実績報告書を提出

平成26年 4 月 25 日 県がセンターに対する完了検査を実施
証拠書類等の確認、及び環境プラント工業から提出を受けている成果品（複写）の内容を確認した。

平成26年 5 月 8 日 県からセンターへ補助金額の確定通知

平成26年 5 月 9 日 センターから環境プラント工業へ補助金額の確定通知

（８）生活環境影響調査書（案）の検証について

センターは、生活環境影響調査の妥当性等を確認するため、有識者３名（鳥取環境大学 岡崎誠教授、福岡大学大学院 樋口壯太郎教授、岡山大学大学院 西垣誠教授）に内容の検証を依頼し、平成25年11月に各氏から概ね妥当との意見を得た。

センターは検証結果について、速やかに県に検証結果の写しを送付して報告しており、県はその内容を確認している。

（９）請求人からの質問等への回答について

請求書等には、地元住民の専門家から提出された生活環境影響調査書（案）に対する99項目の質問及びコメントが添付されており、センター及び環境プラント工業はこれへの回答に努めており、これらについて、請求人が納得しているものもあるが、未だ納得の得られていないものも見受けられる。

また、その後の質問等に対して、センターは、平成27年 4 月 1 日付けで回答を行っているが、請求人は、この回答に対し納得していない旨のコメント等を行っている資料を新たな証拠として陳述時に提出している。

２ 監査対象機関の見解（循環型社会推進課）

（１）推進補助金の交付目的等について

推進補助金の交付目的は、処分場整備に向けた手続に必要な実施設計・生活環境影響調査等をセンターを通じた補助で作成支援するものであり、具体的には、条例に基づいて県に提出する事業計画書の作成に必要な実施設計及び添付が義務づけられている生活環境影響調査書を作成する事業に対して補助するものである。

（２）補助事業の完了等について

当該補助事業は、県自らが発注した業務や建設工事の補助事業とは異なり、成果品の詳細な検査（技術的な検証）まで求められるものではない。このため、最低限、生活環境影響調査としての外形的な要件（国・県の指針に定める項目及び妥当とされる手法）への合致が確認できれば、補助金支出は可能と考えている。

ただし、本件に関しては、外形的な要件のほか、予測条件や予測結果を含めた一通りの内容確認を通じて、処分場整備の手続書類になり得るものであることを確認した上で補助事業の完了を認めている。

なお、外形的な要件を具備した成果品であれば、条例手続の事業計画書提出までに或いは提出後に多少の修正、加筆等を行ったとしても、補助事業上は成果品として取り扱うことに問題はないものと考えている。

また、センターにおいて生活環境影響調査の妥当性等を確認するため、有識者3名（鳥取環境大学 ■■■■■、福岡大学大学院 ■■■■■、岡山大学大学院 ■■■■■）に検証を依頼し、平成25年11月に各氏からは概ね妥当との意見をいただいている。

3 監査の結果

（１）監査委員の判断

請求人の主張、監査対象機関の監査の結果及び見解、関係人調査による事実関係の確認に基づき、推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうかについて次のとおり判断する。

推進補助金の交付目的の達成の判断に当たって、請求人が指摘している生活環境影響調査書（成果品）について、循環型社会推進課の見解では、県自ら発注した業務ではないことから、外形的な要件（国・県の指針に定める項目及び妥当とされる手法）の合致が確認できれば事業として完了し、成果品の詳細な検査（技術的な検証）まで求められるものではないとのことであるが、補助金交付要綱上、間接補助事業の実施内容として生活環境影響調査の実施が明記されており、その成果品についても、検査において内容的に一定のレベルが担保されていることの確認は求められるものとする。

したがって、交付目的の達成の判断に当たっては、成果品について内容的に一定のレベルが担保されていることについての確認行為は必要である。

本補助事業について、県は、センターが行った環境プラント工業に対する完了検査に立ち会い、生活環境影響調査が国及び県の指針に定める方法に基づき実施され、成果品である生活環境影響調査書に必要な項目が記載されていることを確認した。また、センターが提出した実績報告書の審査を実地で行い、証拠書類等の確認、及び環境プラント工業からセンターへ提出された成果品（複写）の内容を確認している。

さらに、完了検査に先立ち、県は、センターが実施した3名の専門家による検証の結果、いずれも概ね妥当との見解を得ていることから、成果品が一定のレベルに達しているとの判断を行っている。

請求人は、推進補助金の支出について、成果品（生活環境影響調査書）が不完全なまま補助金の額の確定を行ったことから、違法若しくは不当な公金の支出であると主張を述べているが、上記のとおり、県は、推進補助金の補助金額を確定するに当たって、補助金交付規則及び補助金交付要綱上求められている必要な検査及び確認を行っているものと認められ、違法若しくは不当な支出とは言えない。

また、「第4 請求の要旨の補足」の（１）～（５）については、それぞれ次のとおり判断した。

（１）については、上記のとおりである。

（２）については、当該業務はいずれも条例により県への提出が義務づけられている事業

計画書に必要な資料の作成に係る業務であるから、2つの業務を一括契約するかどうかは事業者の裁量の範囲内のことがらであり、問題があるとは考えられない。

- (3) については、補助率10/10の運営費補助金の委託費によりセンターとシーイーシーが締結した委託契約は、県議会での予算審議、承認を経て執行しているものであり、そのことについて、違法若しくは不当という主張はあたらない。
- (4) センター等への開示請求は、請求対象が県職員による財務会計上の行為ではなく、住民監査請求の対象とはならない。
- (5) 生活環境影響調査の技術審査の実施については、上記「監査委員の判断」のとおりである。

(2) 本件請求に対する結論

- ア 監査の結果、「措置請求された推進補助金の支出が、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出にあたるとして補助金の返還を求める」ことについては、上記のとおりであり、理由がないものと認め、棄却とする。
- イ 「センターが追加調査として実施した地下水流向等調査業務委託契約を、補助率10/10の運営費補助金により支出を行ったことは不当であり、補助金の返還を求める」ことについては、推進補助金とは別に10割補助の運営費補助金が予算議決を経て執行されており、これを違法若しくは不当であることを証する書面の提出がなかったため住民監査請求の要件を満たしておらず、却下とする。
- ウ 「環境プラント工業がシーイーシーに委託して作成した生活環境影響調査書は不完全で、契約不履行である。また、その生活環境影響調査書（案）により自治会説明、住民説明を行い、それぞれの関係者に参加費用を支弁させるなどの損害を与えたので費用弁償等の損害賠償を求める」ことについては、措置請求が県職員による財務会計上の行為ではなく、また、県に損害が生じているものでもないため、住民監査請求の要件を満たしておらず、却下とする。

(3) 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

県が条例に基づく事業計画書の提出に当たって生活環境影響調査書の添付を求めているのは、事業者に対して地域住民への配慮を求めるという趣旨であると思われる。

県は、センター及び環境プラント工業の実施した条例手続を行う前の調査結果等についての住民説明会に同席するとともに、住民のコメントに対する回答の指導、さらには追加でセンターが実施した地下水の三次元浸透流解析や大地震解析等の調査も支援するなど、地域住民の理解を得るための取組を進めてきたところである。

現在のところ、請求人から提示されている処分場設置に係る99項目をはじめとする質疑・コメント等については、センター等から回答を行い、解消に努めているところではあるが、全てに納得が得られているという状況ではない。

上記結論のとおり、推進補助金の支出については、違法性若しくは不当性は認められないが、県は、センター等に対し、引き続き住民の理解を得るための取組を進められるよう働きかけられたい。